

令和 8 年度第 1 回いわき市介護保険運営協議会

別冊資料

資料 1	高齢者数（地区別）	．．．	1 頁
資料 2	高齢者を含む世帯数（地区別）	．．．	2 頁
資料 3	要介護・要支援認定者（地区別）	．．．	3 頁
資料 4	要介護・要支援認定者数の推移	．．．	4 頁
資料 5	高齢者保健福祉サービスの利用状況について（一般高齢者サービス）	．．．	5 頁
資料 6	次期計画策定に向けた基本指針（厚労省）	．．．	6～17 頁
資料 7	いわき市介護保険条例（抜粋）	．．．	18 頁
資料 8	いわき市介護保険規則（抜粋）	．．．	19 頁

【資料１】 高齢者数（地区別）

(単位：人)

地区	令和8年5月1日現在 (A)				令和7年5月1日現在 (B)				増減 (A－B)			
	高齢者数		高齢化率		高齢者数		高齢化率		総人口		高齢者数	
	a	b	高年齢者のみ 世帯の世帯員	その他 世帯の世帯員	a	b	高年齢者のみ 世帯の世帯員	その他 世帯の世帯員	a	b/a	a	b
平	83,291	26,538	8,427	7,709	84,198	26,430	8,274	7,846	△ 907	31.39%	△ 907	108
小名浜	73,974	21,288	6,860	6,138	74,687	21,199	6,740	6,252	△ 713	28.38%	△ 713	89
勿来	44,760	15,240	4,655	4,498	45,536	15,277	4,554	4,620	△ 776	33.55%	△ 776	△ 37
田人	1,262	706	230	219	1,300	713	229	232	△ 38	54.85%	△ 38	△ 7
小計	46,022	15,946	4,885	4,717	46,836	15,990	4,783	4,852	△ 814	34.14%	△ 814	△ 44
常磐	29,897	10,728	3,633	2,874	30,296	10,778	3,613	2,913	△ 399	35.58%	△ 399	△ 50
遠野	4,552	2,012	579	667	4,667	2,013	566	712	△ 115	43.13%	△ 115	△ 1
小計	34,449	12,740	4,212	3,541	34,963	12,791	4,179	3,625	△ 514	36.58%	△ 514	△ 51
内郷	21,975	7,501	2,679	2,097	22,403	7,579	2,652	2,169	△ 428	33.83%	△ 428	△ 78
好間	11,231	3,821	1,386	1,042	11,407	3,827	1,344	1,085	△ 176	33.55%	△ 176	△ 6
三和	2,393	1,227	331	434	2,478	1,249	321	471	△ 85	50.40%	△ 85	△ 22
小計	35,599	12,549	4,396	3,573	36,288	12,655	4,317	3,725	△ 689	34.87%	△ 689	△ 106
四倉	12,667	4,819	1,422	1,518	12,827	4,836	1,400	1,585	△ 160	37.70%	△ 160	△ 17
久之浜 大久	4,155	1,761	560	554	4,233	1,764	542	563	△ 78	41.67%	△ 78	△ 3
小計	16,822	6,580	1,982	2,072	17,060	6,600	1,942	2,148	△ 238	38.69%	△ 238	△ 20
小川	5,871	2,398	667	804	5,941	2,385	652	814	△ 70	40.14%	△ 70	13
川前	773	456	142	153	822	469	140	155	△ 49	57.06%	△ 49	△ 13
小計	6,644	2,854	809	957	6,763	2,854	792	969	△ 119	42.20%	△ 119	0
合 計	296,801	98,495	31,571	28,707	300,795	98,519	31,027	29,417	△ 3,994	32.75%	△ 3,994	△ 24

(出典) いわき市住民基本台帳

【資料２】 高齢者を含む世帯数（地区別）

（単位：世帯）

地区	令和8年5月1日現在（Ａ） 高齢者を含む世帯数					令和7年5月1日現在（Ｂ） 高齢者を含む世帯数					増減（Ａ－Ｂ） 総世帯数				
	総世帯数	単身高齢世帯数	単身高齢世帯数（男）	単身高齢世帯数（女）	高齢者のみ世帯数	その他世帯数	総世帯数	単身高齢世帯数	単身高齢世帯数（男）	単身高齢世帯数（女）	高齢者のみ世帯数	その他世帯数	単身高齢世帯数	高齢者のみ世帯数	その他世帯数
平	41,557	19,083	8,427	2,741	5,686	5,514	41,499	18,976	8,274	2,642	5,632	5,089	5,613	107	53
小名浜	35,998	15,460	6,860	2,320	4,540	4,500	35,996	15,404	6,740	2,269	4,471	4,062	4,602	2	38
勿来	21,552	10,903	4,655	1,626	3,029	3,239	21,640	10,899	4,554	1,575	2,979	3,017	3,328	△ 88	△ 8
勿来・田人	672	506	230	101	129	150	681	507	229	94	135	123	155	△ 9	3
小計	22,224	11,409	4,885	1,727	3,158	3,389	22,321	11,406	4,783	1,669	3,114	3,140	3,483	△ 97	△ 5
常磐	14,860	7,794	3,633	1,218	2,415	2,077	14,907	7,797	3,613	1,197	2,416	2,099	2,085	△ 47	△ 15
遠野	2,207	1,423	579	240	339	467	2,229	1,429	566	234	332	360	503	△ 22	△ 6
小計	17,067	9,217	4,212	1,458	2,754	2,544	17,136	9,226	4,179	1,431	2,748	2,459	2,588	△ 69	△ 9
内郷	11,430	5,565	2,679	947	1,732	1,537	11,503	5,605	2,652	937	1,715	1,364	1,589	△ 73	△ 15
好間	5,775	2,830	1,386	525	861	754	5,767	2,817	1,344	507	837	691	782	8	△ 1
三和	1,145	845	331	132	199	288	1,151	858	321	129	192	222	315	△ 6	△ 27
小計	18,350	9,240	4,396	1,604	2,792	2,579	18,421	9,280	4,317	1,573	2,744	2,277	2,686	△ 71	△ 12
四倉	6,237	3,439	1,422	506	916	1,092	6,222	3,443	1,400	490	910	911	1,132	15	△ 4
久之浜 太久	2,092	1,260	560	219	341	381	2,090	1,257	542	208	334	324	391	2	△ 5
小計	8,329	4,699	1,982	725	1,257	1,473	8,312	4,700	1,942	698	1,244	1,235	1,523	17	△ 1
小川	2,748	1,672	667	243	424	547	2,743	1,666	652	237	415	453	561	5	△ 14
川前	406	324	142	56	86	105	421	333	140	59	81	84	109	△ 15	△ 4
小計	3,154	1,996	809	299	510	652	3,164	1,999	792	296	496	537	670	△ 10	△ 2
合計	146,679	71,104	31,571	10,874	20,697	18,882	146,849	70,991	31,027	10,578	20,449	18,799	21,165	△ 170	83

（出典）いわき市住民基本台帳

【資料3】要介護・要支援認定者数（地区別）

（単位：人）

地区	令和8年3月末日時点（A）										令和7年3月末日時点（B）										増減（A－B）					地区							
	高齢者数	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	計	うち2 号被保 険者	出現率	高齢者数	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	計	うち2 号被保 険者	出現率	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	計	うち2 号被保 険者	出現率	
平	26,501	565	867	1,042	1,352	955	787	497	6,065	125	22.4%	26,415	495	820	1,003	1,346	938	739	520	5,861	128	21.7%	70	47	39	6	17	48	-23	204	-3	0.7%	平
小名浜	21,285	475	609	865	942	746	691	419	4,747	116	21.8%	21,225	403	577	785	961	752	687	451	4,616	101	21.3%	72	32	80	-19	-6	4	-32	131	15	0.5%	小名浜
勿来・ 田人	15,231	560	417	600	449	358	461	264	3,109	63	20.0%	15,272	531	425	562	463	360	480	283	3,104	58	19.9%	29	-8	38	-14	-2	-19	-19	5	5	0.1%	勿来
	708	40	21	39	20	19	28	15	182	4	25.1%	711	38	22	33	25	22	30	12	182	4	25.0%	2	-1	6	-5	-3	-2	3	0	0	0.1%	田人
小計	15,939	600	438	639	469	377	489	279	3,291	67	20.2%	15,983	569	447	595	488	382	510	295	3,286	62	20.2%	31	-9	44	-19	-5	-21	-16	5	5	0.1%	小計
常磐・ 遠野	10,721	168	365	375	516	398	366	215	2,403	56	21.9%	10,770	164	343	364	464	424	346	207	2,312	57	20.9%	4	22	11	52	-26	20	8	91	-1	1.0%	常磐
	2,015	24	52	38	100	76	75	51	416	11	20.1%	2,017	16	35	40	115	93	68	50	417	12	20.1%	8	17	-2	-15	-17	7	1	-1	-1	0.0%	遠野
小計	12,736	192	417	413	616	474	441	266	2,819	67	21.6%	12,787	180	378	404	579	517	414	257	2,729	69	20.8%	12	39	9	37	-43	27	9	90	-2	0.8%	小計
内郷	7,513	217	263	276	382	285	241	172	1,836	34	24.0%	7,574	190	289	304	346	305	226	176	1,836	30	23.8%	27	-26	-28	36	-20	15	-4	0	4	0.1%	内郷
好間	3,820	88	120	124	180	133	120	82	847	11	21.9%	3,823	91	116	118	177	128	126	88	844	12	21.8%	-3	4	6	3	5	-6	-6	3	-1	0.1%	好間
三和	1,233	25	42	45	69	63	49	25	318	4	25.5%	1,248	15	37	48	68	61	42	31	302	2	24.0%	10	5	-3	1	2	7	-6	2	2	1.4%	三和
小計	12,566	330	425	445	631	481	410	279	3,001	49	23.5%	12,645	296	442	470	591	494	394	295	2,982	44	23.2%	34	-17	-25	40	-13	16	-16	19	5	0.3%	小計
四倉	4,814	47	124	116	358	265	168	108	1,186	24	24.1%	4,837	55	118	121	343	255	165	100	1,157	21	23.5%	-8	6	-5	15	10	3	8	29	3	0.7%	四倉
久之浜・ 大久	1,763	7	16	30	121	86	92	46	398	5	22.3%	1,754	10	14	31	117	90	82	50	394	8	22.0%	-3	2	-1	4	-4	10	-4	4	-3	0.3%	久之浜・ 大久
小計	6,577	54	140	146	479	351	260	154	1,584	29	23.6%	6,591	65	132	152	460	345	247	150	1,551	29	23.1%	-11	8	-6	19	6	13	4	33	0	0.6%	小計
小川	2,399	27	62	99	132	91	56	54	521	8	21.4%	2,377	24	54	91	130	85	51	52	487	6	20.2%	3	8	8	2	6	5	2	34	2	1.1%	小川
川前	457	3	16	20	26	14	26	5	110	0	24.1%	470	5	16	24	32	16	25	7	125	0	26.6%	-2	0	-4	-6	-2	1	-2	-15	0	-2.5%	川前
小計	2,856	30	78	119	158	105	82	59	631	8	21.8%	2,847	29	70	115	162	101	76	59	612	6	21.3%	1	8	4	-4	4	6	0	19	2	0.5%	小計
合 計	98,460	2,246	2,974	3,669	4,647	3,489	3,160	1,953	22,138	461	22.0%	98,493	2,037	2,866	3,524	4,587	3,529	3,067	2,027	21,637	439	21.5%	209	108	145	60	-40	93	-74	501	22	0.5%	合 計
構成比		10.1%	13.4%	16.6%	21.0%	15.8%	14.3%	8.8%	100.0%	2.1%	—		9.4%	13.2%	16.3%	21.2%	16.3%	14.2%	9.4%	100.0%	2.0%		0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	構成比

※ 出現率は、認定者数計から第2号被保険者数を差し引いて、65歳以上人口（高齢者数）で除した割合

【資料4】 要介護・要支援認定者数の推移（令和7年度各月末実績）

○ 要介護・要支援認定者数

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者数	98,519	98,579	98,598	98,581	98,619	98,589	98,639	98,637	98,661	98,534	98,496	98,460
要支援1	2,031	2,033	2,034	2,063	2,075	2,082	2,127	2,143	2,172	2,188	2,228	2,246
要支援2	2,885	2,865	2,874	2,866	2,871	2,899	2,929	2,932	2,941	2,953	2,958	2,974
要介護1	3,516	3,564	3,572	3,588	3,581	3,607	3,641	3,654	3,641	3,632	3,663	3,669
要介護2	4,599	4,626	4,630	4,639	4,637	4,676	4,658	4,656	4,659	4,643	4,635	4,647
要介護3	3,544	3,554	3,539	3,534	3,557	3,529	3,537	3,533	3,525	3,494	3,481	3,489
要介護4	3,086	3,093	3,115	3,148	3,133	3,156	3,141	3,135	3,148	3,137	3,146	3,160
要介護5	2,043	2,042	2,050	2,024	2,007	2,015	2,026	2,007	1,978	1,946	1,936	1,953
認定者数計	21,704	21,777	21,814	21,862	21,861	21,964	22,059	22,060	22,064	21,993	22,047	22,138
うち1号	21,267	21,339	21,372	21,421	21,421	21,516	21,603	21,605	21,610	21,542	21,593	21,677
うち2号	437	438	442	441	440	448	456	455	454	451	454	461
出現率	21.6%	21.6%	21.7%	21.7%	21.7%	21.8%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	22.0%

※ 出現率は、認定者数計から第2号被保険者数を差し引いて、65歳以上人口（高齢者数）で除した割合

○ 構成比（対高齢者数）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要支援1	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%
要支援2	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
要介護1	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
要介護2	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%
要介護3	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.5%	3.5%	3.5%
要介護4	3.1%	3.1%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
要介護5	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

【資料５】高齢者保健福祉サービスの利用状況について（一般高齢者サービス）

事業名	高齢者緊急一時保護事業										
概要	緊急に保護が必要な高齢者に対し、（特別）養護老人ホームに一時的に入所して、生活環境の改善、体調調整、栄養管理等を行う事業。										
料金など	利用料金は１日あたり380円。年間で14日間の利用が上限。										
実績	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（延利用人数）	13人	7人	5人	11人	12人	11人	9人	6人	18人	16人	18人

※平成27年度まで生活管理指導短期宿泊事業として実施

事業名	訪問理美容サービス事業										
概要	寝たきりなどのため、外出して理美容サービスを利用できない方に対して、理容師・美容師の訪問による理美容サービスの提供を行う事業。										
料金など	理美容料金は実費負担。（訪問に要する経費を公費負担）。年間で６回の利用が上限。										
実績	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（延利用人数）	289人	280人	252人	247人	267人	262人	221人	212人	171人	141人	152人

事業名	寝具乾燥消毒サービス事業										
概要	自力での寝具の衛生管理が困難な方に対して、寝具の丸洗い乾燥消毒サービスを提供し、衛生を保持し生活の質の向上を図る事業。										
料金など	最大540円（１割分）の自己負担有。年間で最大２回の利用が可能。										
実績	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（延利用人数）	56人	55人	54人	51人	63人	58人	64人	58人	52人	72人	62人

事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業										
概要	徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対し「GPS端末」を貸与し、緊急の場合に高齢者の位置情報を提供するサービス。										
料金など	初期導入費を助成するもの。位置検索等にかかる経費は自己負担。										
実績	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（年間決定数）	4件	1件	5件	1件	0件	0件	1件	2件	1件	2件	1件

事業名	配食サービス事業										
概要	食に関する改善・支援が必要な方に対して、定期的に栄養バランスの取れた食事を提供するサービス。（弁当の配達サービス）										
料金など	１食あたり350円の自己負担。１日１食の利用が上限。										
実績	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（利用登録者数）	905人	947人	1,000人	1,036人	1,045人	1,057人	1,089人	1,173人	1,223人	1,290人	1,217人

※平成24年度より、入所中などにより休止中の利用者は含めず集計

事業名	緊急通報システム事業										
概要	簡易な操作で受信センターへ連絡の取れる機器を貸与し、急病や災害などの緊急時に、近隣住民による安否確認の手配や救急車の出動要請などを行う事業。										
料金など	生計中心者が課税世帯は月額1,008円の自己負担。										
実績	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
（利用者数）	999世帯	985世帯	955世帯	885世帯	799世帯	758世帯	713世帯	657世帯	590世帯	531世帯	470世帯



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第134回）	資料 1 – 1
	令和 8 年 3 月 9 日

基本指針について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号)

○ 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

○ 区域(日常生活圏域)の設定

○ 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)

○ 各年度における必要定員総数(区域毎)

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 各年度における地域支援事業の量の見込み

○ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

○ その他の事項

保険料の設定等

○ 保険料の設定

○ 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

○ 区域(老人福祉圏域)の設定

○ 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)

○ 各年度における必要定員総数(区域毎)

※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護

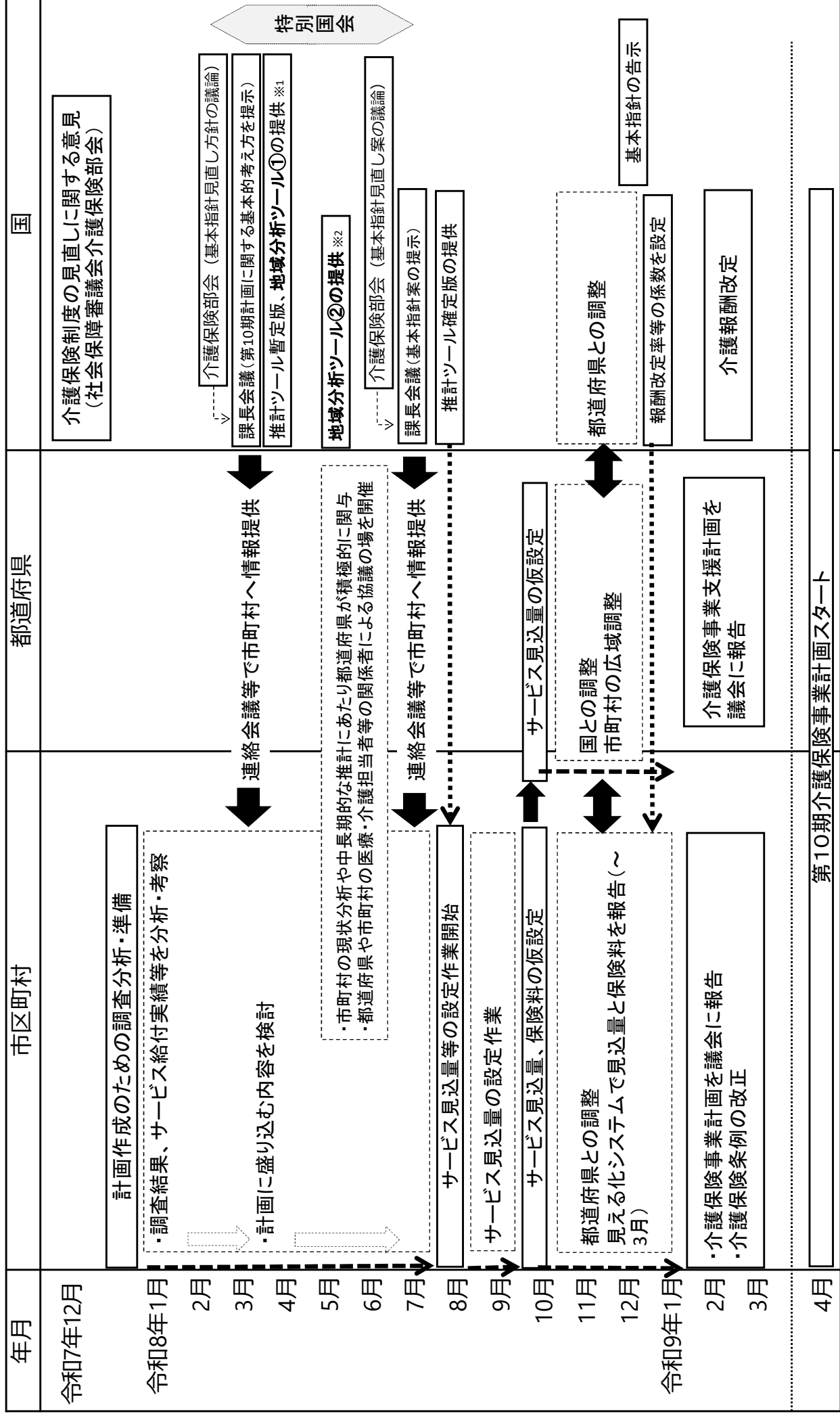
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)

○ 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標 ○ その他の事項

基盤整備

○ 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



※1 500mメッシュ別人口データ (年代別、2050年まで5年刻み) を地図上に表示する機能の追加。
 ※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

第9期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

- 1 自立支援、介護予防、重度化防止の推進

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

4 日常生活を支援する体制の整備

5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 中長期的な目標

三 医療計画との整合性の確保

四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議、生活支援体制整備の推進

五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

六 介護に取組む家族等への支援の充実

七 認知症施策の推進

八 高齢者虐待防止対策の推進

九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

十 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

十一 介護サービス情報の公表

十二 効果的・効率的な介護給付の推進

十三 都道府県による市町村支援並びに市町村間及び市町村相互間の連携

十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

十五 保険者機能強化推進交付金の活用

十六 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

2 要介護者等の実態の把握等

3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

4 中長期的な推計及び第9期の目標

5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

6 日常生活圏域の設定

7 他の計画との関係

8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

3 各年度における地域支援事業の量の見込み

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項

(一)在宅医療・介護連携の推進

(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

(四)地域ケア会議の推進

(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項

6 認知症施策の推進

7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

9 市町村独自事業に関する事項

10 災害に対する備えの検討

11 感染症に対する備えの検討

第四 指針の見直し

別表

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

2 要介護者等の実態の把握等

3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備

4 市町村への支援

5 中長期的な推計及び第9期の目標

6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

7 老人福祉圏域の設定

8 他の計画との関係

9 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定

4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項

(一)在宅医療・介護連携の推進

(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

(四)地域ケア会議の推進

(五)介護予防の推進

(六)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

5 認知症施策の推進

6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

7 介護サービス情報の公表に関する事項

8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

9 災害に対する備えの検討

10 感染症に対する備えの検討

基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素

今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

＜介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）関係＞

- 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等
- 地域包括ケアシステムの深化
 - ・ 医療・介護連携の推進
 - ・ 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
 - ・ 介護予防の推進、総合事業の在り方
 - ・ 相談支援等の在り方
 - ・ 認知症施策の推進等
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
 - ・ 総合的な介護人材確保対策
 - ・ 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進
- 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
 - ・ 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方 等

＜福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）関係＞

- 介護人材の確保・育成・定着 等

＜「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）関係＞

- 入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日参議院厚生労働委員会））
- 本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定（改正後の介護保険法第116条）等

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

- 2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかにあった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。
- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当である。
 - ・ 2040年に向けての中長期的な推計
 - ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域
 - ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組
 - ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況
 - ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること
 - ・ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策
- その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

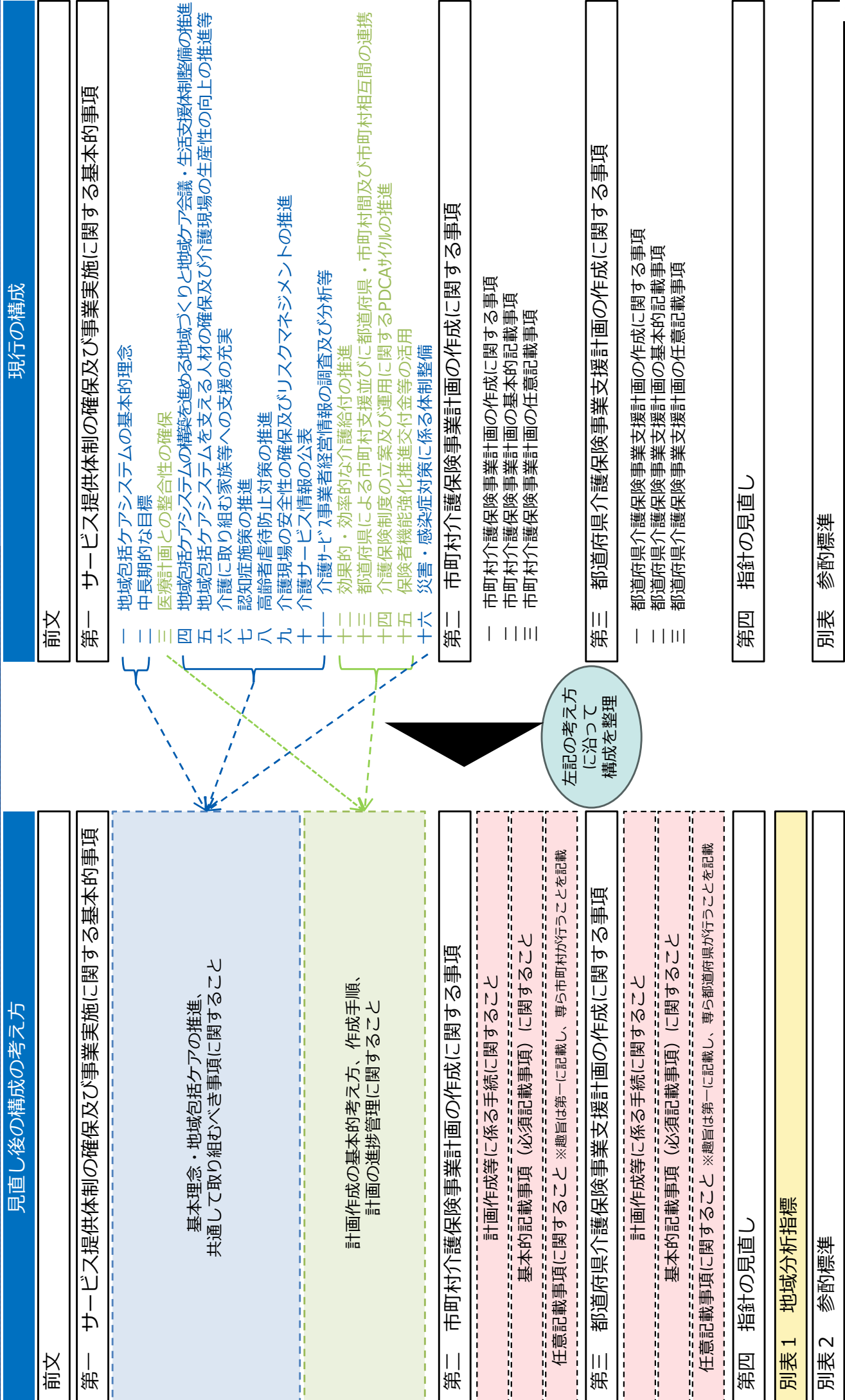
- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となつて介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の全体構成について（基本的考え方）



改正案	現行
一 <u>2040年に向けた</u>地域包括ケアシステムの<u>深化</u>と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 <u>地域の実情に応じた</u>介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 6 介護に取り組む家族等への支援の充実 7 認知症施策の推進 8 高齢者の住まいの安定的な確保 9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保<u>並びに</u>介護現場の生産性の向上の推進<u>及び経営改善支援等</u> 10 <u>その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項</u> (一) 高齢者虐待防止対策の推進 (二) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 (三) 介護サービス情報の公表 (四) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 (五) 災害・感染症対策に係る体制整備 二 <u>介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項</u> 1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 2 <u>地域医療構想等</u>との整合性の確保 3 効果的・効率的な介護給付の推進 4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 5 保険者機能強化推進交付金等の活用	一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 二 <u>中長期的な目標</u> 三 医療計画との整合性の確保 四 <u>地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</u> 五 <u>地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</u> 六 <u>介護に取り組む家族等への支援の充実</u> 七 <u>認知症施策の推進</u> 八 <u>高齢者虐待防止対策の推進</u> 九 <u>介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進</u> 十 <u>介護サービス情報の公表</u> 十一 <u>介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等</u> 十二 効果的・効率的な介護給付の推進 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 十四 <u>介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進</u> 十五 <u>保険者機能強化推進交付金等の活用</u> 十六 <u>災害・感染症対策に係る体制整備</u>

基本指針の構成について②（第二 市町村介護保険事業計画）

改正案	現行
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 都道府県との連携 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び中長期的な推計 3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保並びに介護現場の生産性の向上の推進及び経営改善支援等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 中長期的な推計及び第9期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

基本指針の構成について③（第三 都道府県介護保険事業支援計画）

改正案	現行
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援等 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係 8 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び中長期的な推計 3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保並びに介護現場の生産性の向上の推進及び経営改善支援等及び目標設定 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 4 認知症施策の推進 5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 6 介護サービス情報の公表に関する事項 7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 8 災害に対する備えの検討 9 感染症に対する備えの検討	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援 5 中長期的な推計及び第9期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 老人福祉圏域の設定 8 他の計画との関係 9 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 認知症施策の推進 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 7 介護サービス情報の公表に関する事項 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 9 災害に対する備えの検討 10 感染症に対する備えの検討

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

- 第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第9期と同様）。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すことと示してはどうか。

（下線は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏 等	特に訪問・通所困難地域を擁する場合は、当該地域へのアクセスや社会資源等の状況を確認すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢三区分人口、高齢化率、世帯数（単身高齢・高齢夫婦のみ） 等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム (新) 人口メッシュ
三 人口動態	出生数、死亡数、健康寿命 等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四 認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率 等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自市町村内の事業所によるサービス提供割合、1人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比）） 等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム (新) 自市町村内の事業所によるサービス提供割合 介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六 介護サービス見込量	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向 等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数 等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム (新) 入所率、職員数推移
八 高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の戸数、入居者数、要介護者である入居者の状況 等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） (新) 高齢者住まいに入居する被保険者の要介護度、介護サービス利用状況
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス・活動、通いの場等）、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況 等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム (新) レダーチャート
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数 等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ミタイン、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

【資料6】 いわき市介護保険条例（抜粋）

平成12年 3 月29日いわき市条例第11号

第5章 介護保険運営協議会

（設置）

第23条 介護保険の円滑な運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 市町村介護保険事業計画及び法第117条第67項の規定により同計画と一体のものとして作成されなければならないとされる老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の進行管理に関すること。
- （2） 介護保険事業計画等の策定及び変更に関すること。
- （3） 介護保険事業計画等に基づく施策に関すること。
- （4） 介護サービス等の評価その他介護サービス等の質の向上に関すること。
- （5） 介護保険の財政に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、介護保険の運営等に関すること。

2 協議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第25条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 保健医療又は福祉の関係者及び関係団体の構成員
- （3） 被保険者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第26条 委員は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【資料 7】 いわき市介護保険規則（抜粋）

平成12年 3 月31日いわき市規則第30号

第 8 章 介護保険運営協議会

（会長及び副会長）

第57条 いわき市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第58条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第59条 協議会に、条例第24条第 1 項各号に掲げる事項を処理するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（庶務）

第60条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

（委任）

第61条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。